

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣法の一部改正

一 内閣官房に、内閣官房副長官四人を置くものとする事。 (第十四条関係)

二 国家戦略局

1 内閣官房に、国家戦略局を置くものとする事。

2 国家戦略局は、次に掲げる事務をつかさどるものとする事。

(一) 経済全般の基本方針、財政運営の基本、租税に関する政策の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

(二) (一)に掲げるもののほか、内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が指定するもの

3 国家戦略局に、国家戦略局長を置くものとする事。

4 国家戦略局長は、命を受けて国家戦略局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てるものとする事。

5 国家戦略局に、国家戦略官一人を置くものとする。

6 国家戦略官は、命を受けて国家戦略局の事務のうち特定のものに参画し、政務を処理するものとする。

7 国家戦略官の任免及び服務について定めるものとする。
(第十五条関係)

三 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官十人以内を置くことができるものとする。
(第二十条関係)

四 内閣政務参事

1 内閣官房に、内閣政務参事を置くことができるものとする。

2 内閣政務参事の定数は、政令で定めるものとする。

3 内閣政務参事は、命を受けて、内閣の重要政策に関する基本的な方針及び閣議に係る重要事項のうち特定のものに関する企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官、内閣官房副長官、国家戦略局長及び国家戦略官を補佐するものとする。

4 内閣政務参事の任免及び服務について定めるものとする。
(第二十二条関係)

五 内閣政務調査官

1 内閣官房に、内閣政務調査官を置くことができるものとする。

2 内閣政務調査官の定数は、政令で定めるものとする。

3 内閣政務調査官は、命を受けて、内閣官房長官、内閣官房副長官、国家戦略局長、国家戦略官及び内閣政務参事に対し、政務に関し、必要な情報の提供その他の補助を行うものとする。

4 内閣政務調査官の任免及び服務について定めるものとする。
(第二十三条関係)

第二 内閣府設置法の一部改正

一 内閣府の任務として、国民の視点に立つて行う国の行政に関する予算及び制度その他国の行政全般の在り方の刷新並びにこれに伴い必要となる、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直し（以下「行政の刷新」という。）に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図ることを規定するものとする。

(第三条関係)

二 内閣府の所掌事務として、次の1及び2を規定するものとする。

1 行政の刷新に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。

2 行政の刷新に関する施策の実施の推進及び関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさど

ること。

(第四条関係)

三 政務調査官

1 内閣府に政務調査官を置くことができるものとする。

2 政務調査官の定数は、政令で定めるものとする。

3 政務調査官は、命を受けて、内閣官房長官、特命担当大臣、副大臣及び大臣政務官に対し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、必要な情報の提供その他の補助を行うものとする。

4 政務調査官の任免及び服務について定めるものとする。
(第十五条の二関係)

四 内閣府に、重要政策に関する会議として、行政刷新会議（以下「会議」という。）を置くものとする。
(第十八条関係)

五 会議の所掌事務等

1 会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(一) 内閣総理大臣の諮問に応じて行政の刷新に関する重要事項について調査審議すること。

(二) 行政の刷新に関する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

(三) 行政の刷新に関する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

2 行政刷新担当大臣は、その掌理する事務に係る行政の刷新に関する重要事項について、会議に諮問することができるものとする。

3 会議は、行政刷新担当大臣が掌理する事務に係る行政の刷新に関する重要事項に関し、行政刷新担当大臣に意見を述べることができるものとする。

(第十九条関係)

六 会議は、議長及び議員十人以上をもって組織するものとする。

(第二十条関係)

七 議長

1 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとする。

2 議長は、会務を総理するものとする。

(第二十一条関係)

八 議員

1 議員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

(一) 内閣官房長官

(二) 行政刷新担当大臣

(一) 及び(二)に掲げるもののほか、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(四) 行政の刷新について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、1(一)から(三)までに掲げる国务大臣以外の国务大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。

3 1(四)に掲げる議員は、非常勤とするものとする。 (第二十二條關係)

九 八の1(四)に掲げる議員の任期は、二年とするものとする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。 (第二十三條關係)

十 専門委員会

1 会議は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門委員会を置くことができるものとする。

2 専門委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員として議員を指名することができるものとする。

(一) 国会議員のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(二) 当該専門の事項について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

3 委員は、非常勤とするものとする事。

4 専門委員会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする事。

(第二十三条の二関係)

十一 事務局

1 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置くものとする事。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置くものとする事。

3 事務局長は、八の1(四)に掲げる議員、内閣府の副大臣又は内閣府設置法第十四条第一項の大臣政務官その他の関係のある他の職を占める内閣府の職員のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てるものとする事。

4 事務局長は、議長の命を受け、局務を掌理するものとする事。
(第二十三条の三関係)

十二 資料提出の要求等

1 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

(第二十四条関係)

十三 内閣府に、税制調査会（以下「調査会」という。）を置くものとする。

(第四十条関係)

十四 税制調査会

1 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議するものとする。

2 調査会は、会長、会長代行及び委員二十七人以内をもって組織するものとする。

3 会長は、財務大臣をもって充てるものとする。

4 会長は、会務を総理するものとする。

- 5 会長代行は、総務大臣及び内閣総理大臣が指定する国務大臣をもって充てるものとする。
- 6 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名したいずれかの一人が、その職務を代行するものとする。
- 7 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。
 - (一) 財務省の副大臣及び大臣政務官のうちから、それぞれ内閣総理大臣が指名する者
 - (二) 総務省の副大臣及び大臣政務官のうちから、それぞれ内閣総理大臣が指名する者
 - (三) 国家戦略局長
 - (四) 内閣官房副長官のうちから、内閣総理大臣が指名する者
 - (五) 各府省（財務省及び総務省を除く。）の副大臣のうちから、当該各府省ごとに内閣総理大臣が指名する者
 - (六) 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各委員会の大政務官
 - (七) 国会議員のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 8 7(七)に掲げる委員は、非常勤とするものとする。

9 調査会の庶務は、内閣府において財務省及び総務省の協力を得て処理するものとする。

(第四十一条の二関係)

十五 大臣委員会の大政務官

1 内閣府設置法第十四条第一項に規定するもののほか、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各委員会に、大政務官一人を置くことができるものとする。

2 1の大政務官は、その委員会の委員長を助け、命を受けて政務を処理するものとする。

(第五十九条関係)

十六 経済財政諮問会議の廃止

経済財政諮問会議を廃止するものとする。

第三 国家行政組織法の一部改正

1 各省に政務調査官を置くことができるものとする。

2 政務調査官の定数は、政令でこれを定めるものとする。

3 政務調査官は、命を受けて、その省の長である大臣並びにその省の副大臣及び大臣政務官に対し、

政務に関し、必要な情報の提供その他の補助を行うものとする。

4 政務調査官の任免及び服務について定めるものとする。 (第十九条の二関係)

第四 国家公務員法の一部改正

国家戦略官、内閣政務参事、内閣政務調査官及び政務調査官を、特別職とするものとする。

(第二条関係)

第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

国家戦略官、内閣政務参事、内閣政務調査官及び政務調査官の俸給月額について定めるものとする。

(第三条関係)

第六 国会法の一部改正

国会議員がその任期中国家戦略官と兼職することができるものとする等、国家戦略官について所要の規定の整備を行うものとする。

(第三十九条、第四十二条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十三条及び第九十六条関係)

第七 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他関係法律の規定について整理するものとする。

(附則第二条から附則第七条まで関係)